

令和5年9月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和5年9月29日（金） 13時30分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 12名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	窪田 良二
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	深田 広文
委員	3番	日高 仙三	委員	12番	日笠山 昭代
委員	5番	欠席	委員	13番	古田 新一
委員	6番	山下 正			

4. 欠席委員 1名 5番 中村 逸夫

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第9号 合意解約等について

第3 議案第43号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第44号 非農地証明について

第5 議案第45号 あっせんについて

第6 議案第46号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

○事務局

皆さんこんにちは。

本日は5番委員中村逸夫委員と、T推進委員の欠席の届出が出ています。

それでは定刻、定足数に達していますので、これから令和5年9月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会期中は、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定をお願いします。また、退席するときは、議長の許可をもらってから退席してくださいませようお願いします。

それでは、開会にあたり、会長に御挨拶いただき、そのあと議事進行をお願いします。

○会長

改めまして皆さんこんにちは。

令和5年9月西之表市農業委員会定例総会の御案内をしましたところ、委員、推進委員の皆様には、出席をいただきありがとうございます。

昨日、私たちの研修があったということで、本日の会議が時間的に変則になりましたことを詫びします。

9月6日に開催をされた熊毛地区の畜産共進会において、安納地区の牛が熊毛地区の代表となりました。明日、始良市で鹿児島県畜産共進会が開催されますので、頑張ってくださいと思います。

また、昔の言葉で「暑さ寒さも彼岸まで」と言いますが、今年はまだまだ日中は非常に暑い日が続いておりますので、熱中症にならないように、水分補給を十分していただきたいと思います。

また、コロナもいまだになかなか減らないようですので、しっかり手洗い、うがいなどをしていただきまして、感染しないように予防していただきたいと思えます。簡単ですが開会の挨拶とさせていただきます。

本日は議事進行がスムーズにいきますように皆さんの御協力をよろしく申し上げます。

○議長

それでは本日の会議を開催します。

まず、日程は配付しております議事日程のとおりです。

日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

10番 深田委員、11番 中村裕臣委員を指名します。

続きまして、日程第2、報告第9号「合意解約等について」です。事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第2、報告第9号「合意解約等について」を説明します。

資料は1ページから5ページです。

今月の合意解約は、1番から24番の24件で、台帳現況地目田が10筆の13,355平米、台帳現況地目畑が32筆の47,045平米、合計面積60,400平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

続きまして、日程第3、議案第43号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第43号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。

資料は6ページです。今月は、所有権移転1件の申請がありました。

1番です。現和校区、庄司浦地区です。

現況地目畑の2筆で、面積2,907平米を贈与により所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。担当委員から報告をお願いします。整理番号1番について2番委員、お願いします。

○2番委員

2番です。整理番号1について報告をします。

9月24日午前8時、譲受人立会いのもと、担当推進委員とともに、現地確認調査を行いました。

譲渡人は、譲受人の叔父にあたり、大阪在住の土地持ち非農家です。全ての土地を無償で譲受人に贈与することでした。

譲受人は建設会社に勤めながら、キビを1.5ヘクタールくらい作付していて、申請地にもキビを作付するそうです。機械類もそろっており、技術的にも何ら問題ないと思います。

なお、譲渡人には、電話にて確認を取っています。

双方確認の結果許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま担当委員から説明報告がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから議案第43号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第44号「非農地証明について」を議題とします。
議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第44号「非農地証明について」を説明します。

資料は7ページです。

1番です。現和校区川氏地区です。台帳地目は畑ですが、平成25年頃から耕作せず、現在は原野となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

2番です。上西校区横山地区です。台帳地目は畑ですが、昭和60年頃から耕作せず、現在は雑種地となっています。交付基準1の(エ)に基づく申請です。

3番です。同じく上西校区横山地区です。台帳地目は畑ですが、昭和60年頃から耕作せず、現在は原野となっています。交付基準1の(エ)に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきましては11日に合同現地調査が行われていますので、調査委員長から報告をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○3番委員

3番です。

9月11日、私と山下委員、事務局から2名、担当委員、担当推進委員、立会人とともに現地調査を行いましたので報告します。

まず1番ですが、現和の川氏地区であります。平成25年頃から耕作せず、現在に至っています。先ほど写真で見たように、到底農地への復旧は出来ないだろうという判断をしまして、許可相当ということで意見の一致を見たところ です。

続きまして、2番です。上西校区横山地区です。昭和60年頃から耕作せず、現在、雑種地となっています。申請地の奥では酪農をしまして、牛舎が建っています。申請地には、碎石、砂利等などがありまして、到底農地として復旧出来ないだろうということで意見の一致を見ました。

続きまして、3番です。2番と同じ上西校区横山地区です。見た感じでは、まだ作れるのではないかという感じがしますが、実際、圃場の中に入ってみたら、砂利があり、奥の方は水がたまっていて、海苔しか生えないような状態の土地でした。左側は、ずっと竹山になっていて、到底作れないと判断しました。申請人の奥さんに立ち会っていただきましたが、離農しており、「今後、手を加えることはない」ということでありまして、非農地として認めていいのではないかとということで意見の一致を見たところ です。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員から補足の説明がありましたらお願いします。まず整理番号1について、2番委員、お願いします。

○2番委員

2番です。整理番号1について、ただいまの調査委員長の報告どおり間違いございません。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて整理番号2番、3番を12番委員、お願いします。

○12番委員

12番です。整理番号2と3につきましても、調査委員長の報告どおり、許可相当と考えます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま担当委員から補足説明ありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、それではこれから議案第44号「非農地証明について」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をしました。

続きまして、日程第5、議案第45号「あっせんについて」を議題とします。説明をお願いします。

○事務局

日程第5、議案第45号「あっせんについて」を説明します。

資料は8ページです。

1番です。「貸したい」の申出です。場所は下西校区、上石寺地区です。

賃料は標準額、10アール当たり9,000円、期間につきましては、5年から10年を希望とのことです。

あっせん委員につきましては、4番 脇田委員と、11番 中村裕臣委員にお願いします。

2番です。同じく「貸したい」の申出です。場所は、上西校区、花里崎地区です。

賃料につきましては相談に応じますとのことです。

あっせん委員につきましては、5番 中村逸夫委員と、12番 日笠山委員にお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。あっせんの件につきまして、何か皆さんのほうから質疑等ありましたら、挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくをお願いします。

続きまして、日程第6、議案第46号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題とします。説明をお願いします。

○事務局

日程第6、議案第46号、「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明します。

まず、所有権移転についてです。

資料は9ページです。

1段目です。地目畑、面積1,719平米、所有権を移転する者1人、受ける者1人です。内訳につきましては10ページを、詳細につきましては11ページから12ページを御覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。

まず、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。

資料は13ページです。

1段目です。期間が令和5年10月1日から令和15年9月30日までの10年間。地目田、面積5,068平米、地目畑、面積89,038平米の合計面積94,106平米。利用権の設定をする者31人、受ける者1人です。内訳につきましては14ページを、詳細につきましては15ページから47ページを御覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。資料は48ページです。

1段目です。期間が令和5年10月1日から令和15年9月30日までの10年間。地目田、面積5,068平米、地目畑、面積89,038平米の合計面積94,106平米。利用権の設定をする者1人、受ける者11人です。内訳につきましては49ページを、詳細につきましては50ページから67ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

それでは担当委員の報告をお願いします。所有権移転の整理番号1について。8番委員、報告をお願いします。

○8番委員

8番です。整理番号1について説明します。

令和5年9月26日に、譲り受け人立会いのもと、現地確認を行いました。

譲り受け人は、お茶を栽培する古田校区在住の認定農家です。

本年度、地籍調査が入り、調査の段階で、譲り渡し人と譲り受け人の土地が、公

図の中で入れ替わっていることが判明をしました。

公図を直すことが出来ないため、今回の申請となりました。

現地には譲り受け人が管理するお茶が栽培されています。周辺住民は、以前から譲り受け人の土地として認識をしており、譲り渡し人も同様に理解をしています。

双方確認の結果、所有権の移転については問題ないと考えます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま担当委員から報告がありました。この件につきまして皆さんから何か質疑等ありましたら挙手をお願いします。

○○推進委員

初めて「譲り受け人」という言葉を聞いたものですから、言葉のとおりだと思うのですが、一応、詳しく教えてもらえませんか？

○8番委員

「譲り受け人」でも「譲受人」でも良いとなっていました、が、「譲り受け」、「譲り渡し」のほうが丁寧ではないかと思ひまして発言しました。

○○推進委員

私も、言葉の意味が分からなかったので質問しました。言葉の意味的には一緒ということですので、分かりました。ありがとうございます。

○議長

これは、局長、これまで「譲渡人」、「譲受人」で呼んでおりますけれども、間違いではないですよ。

○8番委員

どっちを使っていいか分からなくて、何か優しく感じたものですから、今日は「譲り受け人」を使いました。そしたら、鮫島委員が「譲受人」を使っていました。すみません、初めてなものですから、言い方に統一性を持たせていただければと思います。

○事務局

「譲渡人」、「譲受人」で統一したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長

次回からよろしくお願いします。

○議長

ほかに何かありますか？

○H推進委員

この譲受人と譲渡人の土地が入れ替わっていたということは、その反対もあるのではないですか？

○8番委員

反対については、一部を残すということで、路肩の部分にその人たちの分を残していこうということです。

畑の地番の枝番が15、16、17、18と並ばないといけないものが、15、

18、17、16と公図の中で並びが変わってしまっているというわけです。反対の方は、畑以外のところに含まれているということです。

○議長

入れ替わっていたものを元に戻すことにしたということは、反対の方も名義を変えるということですか？

○8番委員

お互いに茶畑がもし存在するのであれば、多分きっちり変えたと思うのですけれども、相手方はもうお茶をやめています。

要は、片方はお茶が作っているので、名義を変えなければならない。一方は変えなくても、問題ないということになりました。実際に今お茶が植えられているところだけは、所有権の移転が発生し、植えられていないところは名義を変えなくてもいい状況にあるということです。

○議長

反対側の分は名義は変えるのですか？

○8番委員

そのまま変えません。

○議長

前の名義で残るわけですか？地籍でそういうふうになるということですか？

○8番委員

本人同士の話し合いの中で、もうそういうふうになったということです。

○事務局

地籍調査では、現況に合わせて面積や地目を変えられますが、所有者は変えられません。

また、反対側も農地であり、交換というのであれば、反対側の申請も出てきますが、反対側は農地ではなく、贈与ということですので、今回の申請のとおり片方だけの所有権移転となります。

○議長

そういう説明です。よろしいでしょうか。

○8番委員

片方だけを名義変更するということなので、理解していただければと思います。

○議長

理解していただきましたでしょうか。

○H推進委員

はい。

○議長

それではほかに質問も無いようですので、今の意見を加味して、議案第46号、「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決をしたいと思います。

原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、原案のとおり承認することに決定しました。
以上をもちまして本日の議事は終了しました。

会 長 _____ 印

10 番 委 員 _____ 印

11 番 委 員 _____ 印